高度外国人材の受入れに係る新たな制度の創設について(案)

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について(経緯)

Immigration Services Agency of Japan

∼特別高度人材制度及び未来創造人材制度の創設~

総理の御発言

- 令和4年9月15日、アジアビジネスカウンシル20周年記念祝賀会において、 「世界の人材獲得競争に負けないよ う、人材受入れ制度を世界に伍する水準に改革していく。」と御発言。
- 令和4年9月17日、福島県訪問等についての会見において、「世界に目を転じますと、シンガポールにおいても、 インドネシアにおいても、またニュージーランド、またフランスやイギリス、こういった国々において、より高度な人 材をそれぞれの国に取り込むために、在留資格制度、優遇する制度、こうした制度を取り入れている、これが現実の今 の世界の状況です。日本においても、従来から高度人材のポイント制度ですとか、あるいはスタートアップビザ制度で すとか、こうした制度を導入して高度な人材を集めようという努力は続けてきましたが、世界の状況を見る限り、まだ まだ日本は足りないと、もっと努力をしなければいけない、このように思っています。」と御発言。
- 令和4年9月29日、教育未来創造会議において、「高度人材の受入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の 創設を含め、改革を進めていく必要があり…本会議(教育未来創造会議)と新しい資本主義実現会議及び外国人材の受 入れ・共生に関する関係閣僚会議が連携して、年度内に、具体化してください」と御発言。

法務大臣発言

令和4年11月22日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、「9月29日に開催された第4 回教育未来創造会議において、総理から、高度外国人材の受入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の創設を 含め検討するよう御指示がございました。専門的、技術的分野の外国人は、我が国の経済社会の活性化に資するとい う観点から、積極的に受け入れていくことが重要と考えており、総理の御指示を踏まえ、高度外国人材の受入れを更 に促進するため、しっかりと検討の上、年度内に結論を得ることを予定しております。」と発言。

官房長官発言

- 令和4年11月22日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、「総理から、高度外国人材の受 入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の創設を含め、検討するよう御指示があったことを踏まえ、法務大臣 及び関係大臣において連携の上で、本年度内に取組を具体化すべく、検討を加速するようお願いします。」と発言。

高度学術研究活動

(大学教授や研究者等)

現行高度人材ポイント制の概要

1 在留資格項目ごとのポイントを合計し、7 ○点以上

在留資格「高度専門職」1号 3年 2号(※号の区分で優遇措置に差)

(学歴・職歴・年収・年齢 等の項目)

(2) 高度専門・技術活動

(企業で働く技術者等)

3つの活動類型があり、加算されるポイント項目に差

(3) 高度経営・管理活動 (企業の経営者等)

2 優遇措置

1号:①有期で最長の在留期間「5年」の一律付与

②複数の在留資格にまたがる活動を認める

③親の帯同 ④外国人家事使用人(1人)の雇用 ⑤配偶者の一部職種でのフルタイム就労 ⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和 等

3年

2号: ①在留期間「無期限」の付与

②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能

③~⑥等は1号と同じ

現行制度に対する評価・要望

○ 経産省において企業ヒアリングを行っており、2,500万円までの年収にも段階的なポイント加算の要望等があった。

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について(案)

~特別高度人材制度及び未来創造人材制度の創設~



新たな制度の創設

① 特別高度人材制度 (Japan System for Special Highly-Skilled Professionals(J-Skip)) の創設

【目的】

・高度外国人材の中でもトップレベルの能力のある者の受入れを 促進する。

【特長】

- ・現行制度のポイント制は残しつつ、ポイント制によらず、シンプルに、学歴又は職歴と年収が一定の水準以上であれば、「高度専門職(1号)」を付与する。その後、1年で「2号」に移行可能。
- 「1号」「2号」で受けられる、それぞれの既存の優遇措置に加え、新たに更に拡充された優遇措置を受けられるようにする。

【要件】

- <高度学術研究活動、高度専門・技術分野活動>
 - ・修士号以上を取得し、年収2,000万円以上の者
 - ・ 職歴 1 0 年以上であり、年収2,000万円以上の者
- <高度経営・管理活動>
 - ・ 職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者

【効果】

- ・現行制度の優遇措置(2ページ参照)につき、以下の点を拡充。
 - -外国人家事使用人の雇用人数を2人まで可能に緩和する(④拡充)
 - 配偶者がフルタイムで就労できる職種を大幅に拡大する(⑤拡充)
 - -空港において、<u>プライオリティレーンの使用を可能とする(</u>新規)

② 未来創造人材制度 (Japan System for Future Creation Individual Visa(J-Find)) の創設

【目的】

・将来有為な人材としての活躍が期待される ポテンシャルの高い若者を早期に呼び込む。

【特長】

- ・現在、海外大学の卒業生には、在留資格 「短期滞在」を付与し得、就職活動が可能。 しかし、その期間は90日。
- ・新制度により、優秀な海外大学の卒業生も、 我が国において長期間(最長2年間)の就 職活動ができる。

【要件】

- ・3つの世界大学ランキング中、2つ以上で 100位以内にランクインしている大学の 卒業生
- 卒業から5年以内であること
- ・ 滞在当初の生計維持費20万円の所持

【効果】

- ・在留資格「特定活動」を付与し、<u>最長2年</u> 間の就職活動・起業のための準備活動を行 うことを可能とする。その間の<u>就労も可能</u>。
- 家族帯同を可能とする。
- ※ 上記の新たな2制度についても、速やかに現在実施しているオンライン申請の対象とするための措置を講じる。